



大阪では、19万人の労働者が「賃金引き上げ」になります

[2015年10月1日発効]
深夜(午後10時～午前5時)の場合 25%割増1073円

이제부터
이제부터

時報

私たちが
のまち

私の
人生

あなたの賃金をチェックしてみよう

支払われた賃金から、残業代や通勤手当、一時金を除き、所定労働時間で割り算して時間当たり賃金を計算し、それと最低賃金を比較します。あなたやご家族、知人の賃金が最低賃金を下回っていないか、チェックしてみましょう。

時間給の方 (そのままの額で比較)

門

日給の方

門

=日給÷1日の所定労働時間(※1)

(※1)定められている1日の労働時間

月給の方

門

=月給(※2)÷1カ月の平均所定労働時間(※3)←

(※2) 残業代(時間外手当)や通勤手当や扶養手当などの諸手当を除いたもの。一般的には基本給+役職給

(※3)年間の労働時間が決められていれば、その月平均

歩合制(出来高支払制)の方

門

=歩合給(※4)÷1カ月の総労働時間

(※4)賃金から時間外などの割増分を除いたもの



最低賃金が上がったことにより一方的に様々な手当を減らしたり、交通費をなくしたり働く時間を減らすことは違法です。

10月1日以降時間給858円未満は違反です。

違反には罰金が 最低賃金を下回る賃金は法律違反です。
悪質なケースには最高50万円の罰金も科されます。

困ったら
気軽に
相談

労働相談ホットライン 0120-378-060

秘密厳守 相談無料 おおさか労働相談センター 06-6353-7807

月～金 10:00～18:00 メール相談 <http://www.osaka-rouren.gr.jp/soudan/>

